

インターネット利用のガイドライン

米原市立米原小学校

1 趣旨

このガイドラインは、米原市立米原小学校におけるインターネットおよび校内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 関係法規の遵守

- (1) インターネット利用に当たり、個人情報保護法、著作権、知的財産権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反する行為は行わない。
- (2) 「しが教育ネット」利用規程および「しが教育ネット」管理運用規定を遵守する。

3 管理責任者とその責務

- (1) 本校のネットワークの管理責任者は校長が当たり、全ての運用管理責任を負う。
- (2) 管理責任者は、本校のネットワークの管理運用状況および、利用状況を適宜把握しなければならない。

4 情報推進委員会の設置

管理責任者は、本校のネットワークの適切な利用を促進するため、情報推進委員会を設置し、実務・技術面を担当する運用責任者を選任するものとし、内1名は教頭とする。

5 システムの管理

- (1) インターネットの利用に際しては校内に複数の人員で構成する情報推進委員会で適切な運用を図る。
- (2) 情報推進委員会はおもに次のような業務を行う。
 - ア インターネットおよびLANシステムの教育的利用について研究する。
 - イ インターネット利用についてのガイドラインを作成する。
 - ウ インターネットの利用状況について把握する。
 - エ LANシステム全体の保守・管理を行う。
 - オ 本校ホームページの内容の把握、管理を行う。
 - カ システム上の問題やインターネット使用上の問題が生じた場合は中心になって対処する。

6 ネット利用者

- (1) インターネットを利用できるのは本校職員および情報推進委員会が特別に利用を認めた者とする。
- (2) 児童のインターネットの利用については、職員の指導管理のもとに行うものとする。
- (3) ネット利用者はインターネットの利用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ア 個人情報については適正に管理し、不特定多数に個人情報が流出しないようその保護に努めなければならない。
 - イ インターネットを利用して政治活動、宗教活動および商業活動は行わない。
 - ウ 他人の名誉およびプライバシーを損なうおそれのある情報は掲載しない。
 - エ 米原市および本校の名誉を損なうような虚偽の情報や公序良俗に反する情報は掲載しない。
 - オ 知的財産権の保護を図り、他の者が作成した著作物等を、その作成者の事前の

承諾なく第三者に提供しない。

7 接続

- (1) インターネットへの接続は本校職員および情報推進委員会が特別に利用を認めた者がこれを行う。
- (2) 児童のインターネットへの接続は、本校教師の指導の下で行う。
- (3) インターネットに接続できるパソコンは、情報推進委員会が定めた特定のパソコンのみとする。

8 安全管理

インターネットを利用するに当たっては、安全管理（個人情報及びデータなどの保護）に努めるものとする。

- (1) インターネットを利用する場合、違法な使用を防ぐこととする。
- (2) 校内ネットワークを通してインターネットに接続する場合には、外部接続のコンピュータと校内ネットワークとの間にファイアウォールなどを設け、校内ネットワークへの外部からの違法な進入を防ぐこととする。
- (3) インターネットに接続するコンピュータを他の用途に利用するときは、個人情報および校務に関わる情報を含むデータは、フロッピーディスク等で管理し、ハードディスクへの保存を認めないなど、情報漏洩の防止に努める。
- (4) コンピュータウイルスなどの被害を予防するため、ワクチン・ソフト等を用いた検査を定期的実施する。
- (5) 教育上有害な情報から児童を守るため、フィルタリング・ソフトなどを用い、当該情報を受信できないように努める。（本校のインターネットサーバーでフィルタリングの管理をする。）

9 ホームページ閲覧による情報の収集

- (1) ホームページ閲覧による情報の収集は本校職員および情報推進委員会が特別に利用を認めた者がこれを行う。
- (2) 児童によるホームページ閲覧は、本校職員の指導管理の下で行う。
- (3) インターネット上には非教育的なホームページも存在することを認識し、学校における教育活動としてふさわしい利用を心がける。
- (4) インターネット上にはアンケートや伝言板のページ、さらにはオンラインショッピングとしてクレジットカードの番号の入力を求められるページなど、こちらから情報を発信できるホームページが存在するが、そこからみだりに情報を送信してはならない。

10 ホームページ作成による情報の発信

- (1) 本校ホームページの作成、管理、更新は本校職員および情報推進委員会が特別に利用を認めた者が定期的に行う。
- (2) 児童が作成したホームページのWWWサーバーへのアップロードは、情報推進委員会が内容を確認した後に本校職員がこれを行う。
- (3) ホームページは不特定多数の人たちが閲覧するので、情報を発信する際には児童の個人情報および著作権について十分配慮しなければならない。

11 電子メールの利用

- (1) インターネットへの電子メールの送受については本校職員および情報推進委員会

が特別に利用を認めた者がこれを行う。

- (2) 電子メールは相手が特定されるので、ホームページ作成上の個人情報の保護規定はあてはまらないが、見知らぬ人への送信などは十分に留意するとともに、相手の人権を傷つけるような内容を送信しないよう指導する。
- (3) 情報推進委員会は電子メールの送受を定期的に行い、インターネットサーバーのメールボックスに不必要に到着メールが残らないように心がける。

1.2 個人情報の保護

- (1) 個人情報とは、その個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、写真、所属、出席番号 等）や、その個人に関する情報（成績、趣味・特技、作品、作文、意見、主張、家庭環境、健康状態等）である。
- (2) インターネットを利用した情報の発信に際しては個人情報の保護について十分配慮しなければならない。
 - ア 児童氏名は姓のみとし、フルネームでは掲載しない。
 - イ 児童個人の顔がはっきりとわかる画像と氏名を同時に掲載しない。
 - ウ 児童個人の住所、電話番号、保護者や家族の情報は掲載しない。
 - エ 児童個人の健康診断、体力テスト、学力テスト等の結果は掲載しない。
(ただし、各種コンクールや大会等で成績優秀だった児童については、その記録を掲載することがある。)
 - オ その他、児童の個人情報について、公開する必要の無いもの、公開すべきでないものについては掲載しない。

- (3) ホームページに児童の情報を掲載する場合は、保護者へインターネットへ発信することの意義や発信に関わる危険性についても知らせるものとする。また、保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合は、速やかに発信内容を変更する。

1.3 著作権の保護

- (1) ホームページに掲載する情報（写真、文章、音声等）の著作権の保護には十分に留意する。
- (2) 他のホームページから取得した情報を載せる場合は、電子メール等で相手方の了解を得る。
- (3) 書籍やパンフレットなどから取得した情報を載せる場合はそれぞれの著作権に抵触しないような措置をとる。
- (4) 学校独自で撮影した人物や建物にも肖像権があるので留意する。
- (5) 児童の作品にも著作権があるので、掲載する場合は作者の了解を得る。
- (6) 学校から発信する情報についても必要に応じて著作権を主張する。
- (7) ホームページ上に他のホームページへのリンクを張る場合は、相手方にリンクを張る旨の了解を得る。ただし、リンクを張ることが自由になっているホームページの場合はこの限りではない。

1.4 その他

- (1) 学校教育におけるインターネット利用の進展にともない、このガイドラインの規定した事項について、見直しの必要が生じたときは、情報推進委員会で協議し、必要な手続きを経て、規準の見直しを行うものとする。
- (2) ホームページの作成・更新につとめる。